

報道関係者各位

令和5年5月17日

固定資産税の課税誤りについて

固定資産税額に課税誤りがあり、過大に請求・徴収を行っている事案が判明しましたので、報告します。

1. 判明した経緯

市内に土地・家屋を所有する市民1名から、固定資産税額に関する問い合わせがあり、調査をしたところ、平成25年度から税額を誤ったまま過大に徴収していたことが判明しました。

2. 原因

平成24年に農地の一部を転用し、農業用倉庫を建てられました。当該農地は農業振興地域内にあり、農業のために使用する宅地の場合は、課税が軽減されることになっていますが、システムへのコード入力を誤ったため、本来より高い通常宅地の税額となっていたものです。

3. 対応

当該納税者に謝罪し、課税に誤りがあったことを説明し、了承をいただきました。当該地の正しい評価項目により算定しなおしたところ、市が過大に請求していたことが判明したため、差額を返還いたします。

4. 返還額

172,200円

(平成25年度分から令和4年度分までの10年間分：還付加算金(10,800円)等を含む)

令和5年度については現年度であるため税額を修正します。

5. 再発防止策

事務処理手順を再確認し、複数の職員によるチェック体制を強化するなど再発防止に努めてまいります。



